

令和6年第1回愛知中部水道企業団議会定例会提出議案一覧表

令和6年3月6日午後2時開議

議案第1号 愛知中部水道企業団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第2号 愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第3号 愛知中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例について

議案第4号 令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算について

議案第1号

愛知中部水道企業団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例
について

愛知中部水道企業団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のと
おり提出する。

令和6年3月6日提出

愛知中部水道企業団

企業長 近 藤 裕 貴

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い、改正する必要があるか
らである。

愛知中部水道企業団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例
(愛知中部水道企業団の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 愛知中部水道企業団の設置等に関する条例(昭和50年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

(愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和50年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第23条中「、第17条の2及び第19条」を「及び第17条の2」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第1条分 愛知中部水道企業団の設置等に関する条例（昭和50年条例第1号）新旧対照表

改正後	改正前	備考
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により企業団の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により企業団の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>	<p>地方自治法の一部改正に伴う改正（条ずれ対応）</p>

第2条分 愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）新旧対照表

改正後	改正前	備考
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与規則第35条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員<u> </u>のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与規則第35条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>地方自治法の一部改正に伴う改正（会計年度任用職員に対する勤勉手当支給関係）</p>

第3条分 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和50年条例第12号）新旧対照表

改正後	改正前	備考
<p>（会計年度任用職員についての適用除外）</p> <p>第23条 第7条、第9条、第11条、第12条の2、第17条<u>及び第17条の2</u>の規定は、地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>（会計年度任用職員についての適用除外）</p> <p>第23条 第7条、第9条、第11条、第12条の2、第17条、<u>第17条の2及び第19条</u>の規定は、地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>地方自治法の一部改正に伴う改正（会計年度任用職員に対する勤勉手当支給関係）</p>

議案第 2 号

愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例について

愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 6 日提出

愛知中部水道企業団

企業長 近 藤 裕 貴

提案理由

この案を提出するのは、柔軟な働き方を推進する国の施策に基づき、職員の勤務時間の割振りについて、新たに規定する必要があるからである。

愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 3 任命権者は、職員（規則で定める職員及び次条の規定を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間（以下この項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。
- 第5条中「第3条第2項」を「第3条第2項及び第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年条例第1号）新旧対照表

改正後	改正前	備考
<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 任命権者は、職員（規則で定める職員及び次条の規定を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間（以下この項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。</u></p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>新設</u></p>	<p>フレックスタイム制を可能とする規定を新設</p>
<p>(週休日の振替等)</p> <p>第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、<u>第3条第2項及び第3項</u>又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p>	<p>(週休日の振替等)</p> <p>第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、<u>第3条第2項</u>又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p>	<p>第3条第3項新設に伴う所要の改正</p>

議案第3号

愛知中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例について

愛知中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月6日提出

愛知中部水道企業団

企業長 近藤裕貴

提案理由

この案を提出するのは、水道法の一部改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛知中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例

愛知中部水道企業団給水条例（昭和50年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条、第33条第2項ただし書及び第36条第1号中「厚生省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

愛知中部水道企業団給水条例（昭和50年条例第14号）新旧対照表

改正後	改正前	備考
<p>（給水装置の新設等の申込）</p> <p>第4条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第33条 （略）</p> <p>2 企業長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>（過料）</p> <p>第36条 企業長は、次の各号の一に該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。</p> <p>（1） 第4条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者</p> <p>（2）～（4） （略）</p>	<p>（給水装置の新設等の申込）</p> <p>第4条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>厚生省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第33条 （略）</p> <p>2 企業長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>（過料）</p> <p>第36条 企業長は、次の各号の一に該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。</p> <p>（1） 第4条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>厚生省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者</p> <p>（2）～（4） （略）</p>	<p>水道整備・管理行政の移管に伴う所要の改正</p>

令和6年度

愛知中部水道企業団水道事業会計予算書

愛知中部水道企業団

令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	140,800 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	34,406,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	94,005 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	配水設備改良事業
	3,948,227 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	7,584,656 千円
第1項 営業収益	6,685,195 千円
第2項 営業外収益	896,967 千円
第3項 特別利益	2,494 千円

支 出

第1款 水道事業費用	6,615,918 千円
第1項 営業費用	6,496,308 千円
第2項 営業外費用	119,574 千円
第3項 特別損失	36 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,617,826千円は、減債積立金 8,000千円、建設改良積立金 142,160千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 197,066千円、過年度分損益勘定留保資金 1,233,815千円及び当年度分損益勘定留保資金 1,036,785千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,607,640 千円
第1項 企業債	500,000 千円
第2項 県補助金	41,690 千円
第3項 工事負担金	1,065,642 千円
第4項 固定資産売却代金	308 千円

支 出

第1款 資本的支出	4,225,466 千円
-----------	--------------

第1項 建設改良費	4,030,257千円
第2項 企業債償還金	191,548千円
第3項 補助金返還金	3,661千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
老朽管路更新工事	令和7年度	219,461千円
老朽管路更新工事	令和7年度から 令和8年度まで	1,821,919千円
配水区再編工事	令和7年度から 令和8年度まで	221,903千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水設備 改良事業	500,000千円	証書借入	4.0%以内	政府又は地方公共団体金融機構資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するものとする。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用、営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 944,543千円

(2) 交際費 300千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、58,203千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産	種 類	名 称	数 量
	器具及び備品	図面管理システム機器更新	一 式

令和6年3月6日提出

愛知中部水道企業団
企業長 近藤 裕貴

令和 6 年度

愛知中部水道企業団水道事業会計
予算に関する説明書

目 次

・ 令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算実施計画	4
・ 令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書	8
・ 給与費明細書	9
・ 債務負担行為に関する調書	14
・ 令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計予定貸借対照表	15
・ 令和5年度愛知中部水道企業団水道事業会計予定損益計算書	18
・ 令和5年度愛知中部水道企業団水道事業会計予定貸借対照表	19
・ 注記表	22
・ 令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算実施計画節別内訳書	25

令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1 水道事業収益			7,584,656	
	1 営業収益		6,685,195	
		1 給水収益	6,410,932	水道料金及び水道水源環境保全基金収入
		2 受託工事収益	803	給水装置の新設又は修繕等の工事受託による収益
		3 その他営業収益	236,230	下水道使用料徴収事務負担金他
		4 他会計負担金	37,230	消火栓等維持管理負担金他
	2 営業外収益		896,967	
		1 受取利息	3,244	預金利息、有価証券利息及び基金運用有価証券利息
		2 長期前受金戻入	849,017	減価償却費等に対応する長期前受金の収益化
		3 雑収益	44,706	行政財産目的外使用料他
	3 特別利益		2,494	
		1 その他特別利益	2,494	退職給付引当金戻入益

支 出				
款	項	目	予定額(千円)	備 考
1 水道事業費用			6,615,918	
	1 営業費用		6,496,308	
		1 原水及び浄水費	2,519,140	原水の取入れ、ろ過滅菌処理設備の維持及び作業に要する費用
		2 配水及び給水費	1,025,386	配水池、配水管及び量水器等設備の維持及び作業に要する費用
		3 受託工事費	803	給水装置の新設又は修繕等の受託工事に要する費用
		4 総 係 費	751,711	事業活動全般に関する費用及び料金の調定、収納等に要する費用
		5 議会及び監査費	2,362	議会及び監査に要する費用
		6 水源地環境整備事業費	20,771	水道水源環境保全事業及び上下流域交流事業に要する費用
		7 減価償却費	2,060,425	固定資産の償却額
		8 資産減耗費	115,710	有形固定資産の除却損他
	2 営業外費用		119,574	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	37,671	企業債に対する利息
		2 雑 支 出	5,080	過年度分水道料金減免他
		3 消費税及び地方消費税	76,823	
	3 特別損失		36	
		1 過年度損益修正	36	貸倒損失

資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1 資本的収入			1,607,640	
	1 企業債		500,000	
		1 企業債	500,000	配水設備改良事業に充てるための借入金
	2 県補助金		41,690	
		1 県補助金	41,690	重要給水施設管路耐震化事業に対する県補助金
	3 工事負担金		1,065,642	
		1 工事負担金	1,065,642	配水管布設工事等に対する負担金
	4 固定資産 売却代金		308	
		1 固定資産 売却代金	308	車両運搬具売却代金

支 出				
款	項	目	予定額(千円)	備 考
1 資 本 的 支 出			4,225,466	
	1 建 設 改 良 費		4,030,257	
		1 配 水 設 備 改 良 費	3,948,227	配水設備の改良及び配水管布設工事等に要する費用
		2 固 定 資 産 購 入 費	82,030	固定資産の購入等に要する費用
	2 企 業 債 償 還 金		191,548	
		1 企 業 債 償 還 金	191,548	企業債元金償還金
	3 補 助 金 返 還 金		3,661	
		1 補 助 金 返 還 金	3,661	県補助金消費税相当額の返還金

令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	766,387
減価償却費	2,060,425
固定資産除却費	86,189
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 247
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 2,494
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,863
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	895
長期前受金戻入額	△ 849,017
受取利息	△ 3,244
支払利息及び企業債取扱諸費	37,671
未収金の増減額 (△は増加)	△ 2,816
未払金の増減額 (△は減少)	88,200
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 16,024
営業前受金の増減額 (△は減少)	△ 23
預り金の増減額 (△は減少)	136
小計	<u>2,167,901</u>
利息の受取額	3,244
利息の支払額	△ 37,671
水道水源環境保全基金の増減額 (△は増加)	△ 11,966
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>2,121,508</u>
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 3,734,189
有形固定資産の売却による収入	280
県補助金の返還額	△ 3,661
県補助金による収入	37,905
工事負担金による収入	969,732
未収金の増減額 (△は増加)	△ 171,168
未払金の増減額 (△は減少)	△ 239,205
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 3,140,306</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	500,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 191,548
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>308,452</u>
資金増加額 (又は減少額)	△ 710,346
資金期首残高	<u>2,923,213</u>
資金期末残高	<u>2,212,867</u>

給 与 費 明 細 書

1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	47	(7) 99	1,790	406,940	329,475	738,205	206,338	944,543
前 年 度	37	(4) 99	1,291	402,714	324,387	728,392	204,595	932,987
比 較	10	(3) 0	499	4,226	5,088	9,813	1,743	11,556

(注) 職員数欄の()内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員で外書き
給与費欄の手当及び法定福利費欄については、賞与引当金繰入額及び法定福利費引当金繰入額を含む。

手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 期 手 当 (千円)	末 勤 勉 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)	
	本 年 度		19,517	13,740	44,021	9,498	9,883	4,877	34,533	2,168	5,103	101,422	84,713
前 年 度		18,918	13,722	43,538	9,384	9,694	4,633	35,466	2,217	5,166	98,976	82,673	0
比 較		599	18	483	114	189	244	△ 933	△ 49	△ 63	2,446	2,040	0

(注) 期末手当欄及び勤勉手当欄については、賞与引当金繰入額のうち各手当分を含む。

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	47	(5) 99	1,790	403,053	327,065	731,908	205,261	937,169
前 年 度	37	(2) 99	1,291	399,033	323,144	723,468	203,798	927,266
比 較	10	(3) 0	499	4,020	3,921	8,440	1,463	9,903

(注) 職員数欄の()内は、再任用短時間勤務職員で外書き
給与費欄の手当及び法定福利費欄については、賞与引当金繰入額及び法定福利費引当金繰入額を含む。

手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 期 手 当 (千円)	末 勤 勉 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)	
	本 年 度		19,517	13,740	43,632	9,498	9,691	4,761	34,504	2,168	5,103	100,505	83,946
前 年 度		18,918	13,722	43,169	9,384	9,528	4,519	35,425	2,217	5,166	98,423	82,673	0
比 較		599	18	463	114	163	242	△ 921	△ 49	△ 63	2,082	1,273	0

(注) 期末手当欄及び勤勉手当欄については、賞与引当金繰入額のうち各手当分を含む。

(2) 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	—	(2) 0	—	3,887	2,410	6,297	1,077	7,374
前 年 度	—	(2) 0	—	3,681	1,243	4,924	797	5,721
比 較	—	(0) 0	—	206	1,167	1,373	280	1,653

(注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員で外書き

手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職	扶 養	地 域	住 居	通 勤	特 殊 勤 務	時 間 外	休 日 勤 務	宿 日 直	期 末	勤 勉	退 職
		手 当 (千円)	勤 務 手 当 (千円)	手 当 (千円)									
内 訳	本 年 度	—	—	389	—	192	116	29	—	—	917	767	—
	前 年 度	—	—	369	—	166	114	41	—	—	553	—	—
	比 較	—	—	20	—	26	2	△ 12	—	—	364	767	—

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	4,226	昇給等に伴う増加分		7,243	
		給与改定に伴う増減分		1,606	
		その他の増減分		△ 4,623	新陳代謝等
手 当	5,088	昇給等に伴う増加分		6,605	
		給与改定に伴う増減分		4,894	期末・勤勉手当 支給率
		その他の増減分		△ 6,411	新陳代謝等

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		事務・技術 (企業職(一))	業務・その他 (企業職(二))
令和5年12月1日現在	平均給料月額(円)	333,893	—
	平均給与月額(円)	445,759	—
	平均年齢(歳)	43.28	—
令和4年12月1日現在	平均給料月額(円)	325,978	—
	平均給与月額(円)	430,937	—
	平均年齢(歳)	43.31	—

(2) 初任給

区 分	事務・技術 (企業職(一)) (円)	業務・その他 (企業職(二)) (円)	国の制度	
			行政職(一) (円)	行政職(二) (円)
高校卒	170,900	—	166,600	—
大学卒	202,400	—	196,200	—

(3) 級別職員数

区 分	事務・技術(企業職(一))			業務・その他(企業職(二))		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和5年12月1日現在	1級	7	7.1	1級	—	—
	2級	17	17.2	2級	—	—
	3級	12	12.1	3級	—	—
	4級	34	34.3			
	5級	12	12.1			
	6級	10	10.1			
	7級	6	6.1			
	8級	1	1.0			
	計	99	100.0	計	—	—
令和4年12月1日現在	1級	7	7.2	1級	—	—
	2級	17	17.5	2級	—	—
	3級	12	12.4	3級	—	—
	4級	32	33.0			
	5級	12	12.4			
	6級	10	10.3			
	7級	6	6.2			
	8級	1	1.0			
	計	97	100.0	計	—	—

(級別の基準となる職務)

区 分	事 務・技 術 (企業職(一))	業 務・その他 (企業職(二))
1級	定型的な業務を行う職務	定型的な業務又は補助的業務及び雑務或いは管理人等の補助的な業務を行う職務
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主任の職務	多数の者の指揮監督する長の職務 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	主任主査及び主査の職務	
5級	課長補佐及び室長補佐の職務	
6級	課長、室長及び主幹の職務	
7級	次長及び専門監の職務	
8級	局長の職務	

(4) 昇給

区 分		合 計	事 務・技 術 (企業職(一))	業 務・その他 (企業職(二))	
本 年 度	職 員 数(A) (人)	99	99	—	
	昇給に係る職員数(B) (人)	49	49	—	
	号 給 数 内 訳	2号給(人)	0	0	—
		3号給(人)	2	2	—
		4号給(人)	47	47	—
		6号給(人)	0	0	—
		8号給(人)	0	0	—
比 率 (B) / (A) (%)	49.5	49.5	—		
前 年 度	職 員 数(A) (人)	99	99	—	
	昇給に係る職員数(B) (人)	52	52	—	
	号 給 数 内 訳	2号給(人)	0	0	—
		3号給(人)	2	2	—
		4号給(人)	50	50	—
		6号給(人)	0	0	—
		8号給(人)	0	0	—
比 率 (B) / (A) (%)	52.5	52.5	—		

(5) 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	事 務・技 術 (企業職(一))	業 務・その他 (企業職(二))
給料総額に対する比率 (%)	0.7	0.7	—
支給対象職員の比率 (令和5年12月1日現在) (%)	86.3	86.3	—
支給対象職員1人当たり 平均支給月額 (円)	3,627	3,627	—
代表的な特殊勤務手当の名称	危険現場作業手当・出勤待機手当・呼び出し手当等		

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.250	2.250	4.50		
前 年 度	(1.15)	(1.15)	(2.30)	有	
	2.200	2.200	4.40		
国 の 制 度	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.250	2.250	4.50		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給率

(7) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年 勤続の者 (月分)	25年 勤続の者 (月分)	35年 勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (1年につき2%~45%加算)	
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (1年につき2%~45%加算)	

(8) その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
地 域 手 当	異 な る	10%
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	交通用具利用者部分

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

事 項	限 度 額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	給水収益等
営業業務委託	1,136,300千円	令和2年度 から 令和5年度 まで	793,056千円	令和6年度 から 令和7年度 まで	341,897千円	341,897千円
給水受付事務業務委託	233,959千円	令和2年度 から 令和5年度 まで	165,001千円	令和6年度 から 令和7年度 まで	65,999千円	65,999千円
老朽管路更新工事	1,765,159千円	令和5年度	770,611千円	令和6年度	698,489千円	698,489千円
管路耐震化工事	61,864千円	—	—	令和6年度	60,863千円	60,863千円
老朽管路更新工事	742,291千円	—	—	令和6年度	694,056千円	694,056千円

令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		1,864,700
ロ 建 物	1,641,508	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,165,772</u>	475,736
ハ 構 築 物	93,464,612	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 42,480,527</u>	50,984,085
ニ 機 械 及 び 装 置	3,197,416	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 2,014,720</u>	1,182,696
ホ 車 両 運 搬 具	113,716	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 87,212</u>	26,504
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	475,104	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 356,859</u>	118,245
ト 建 設 仮 勘 定		<u>1,306,233</u>

有形固定資産合計

55,958,199

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権		1,253
ロ ソフト開発費		<u>8,548</u>

無形固定資産合計

9,801

(3) 投 資 そ の 他 の 資 産

イ 投 資 有 価 証 券		500,000
ロ 破 産 更 生 債 権 等		62
貸 倒 引 当 金		<u>△ 62</u>

投資その他の資産合計

500,000

固定資産合計

56,468,000

2 流 動 資 産

(1) 現 金 ・ 預 金		2,212,867
(2) 未 収 金	564,912	
貸 倒 引 当 金	<u>△ 6,423</u>	558,489
(3) 貯 蔵 品		63,795
(4) 前 払 金		50

(5) その他流動資産	600	
(6) 水道水源環境保全基金	321,360	
流動資産合計		3,157,161
資産合計		59,625,161

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

2,400,093

企業債合計

2,400,093

(2) 引当金

イ 退職給付引当金

612,596

ロ 修繕引当金

358,867

引当金合計

971,463

固定負債合計

3,371,556

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

177,153

企業債合計

177,153

(2) 未払金

983,698

(3) 前受金

6,411

(4) 引当金

イ 賞与引当金

60,727

ロ 法定福利費引当金

11,677

引当金合計

72,404

(5) 預り金

287,778

(6) その他流動負債

10,600

流動負債合計

1,538,044

5 繰延収益

(1) 長期前受金

イ 国庫補助金長期前受金

673,812

収益化累計額

△ 249,384

424,428

ロ 県補助金長期前受金

1,341,410

収益化累計額

△ 622,195

719,215

ハ	工事負担金長期前受金	39,933,382		
	収益化累計額	<u>△ 22,209,458</u>	17,723,924	
ニ	受贈財産評価額 長期前受金	1,600,841		
	収益化累計額	<u>△ 396,133</u>	1,204,708	
ホ	寄附金長期前受金	15,000		
	収益化累計額	<u>△ 4,387</u>	10,613	
ハ	その他長期前受金	1,463		
	収益化累計額	<u>△ 491</u>	972	
	長期前受金合計			<u>20,083,860</u>
	繰延収益合計			<u>20,083,860</u>
	負債合計			<u><u>24,993,460</u></u>

資 本 の 部

6	資 本 金			33,175,112
7	剰 余 金			
(1)	資 本 剰 余 金			
	イ 受贈財産評価額		<u>215,363</u>	
	資本剰余金合計			215,363
(2)	利 益 剰 余 金			
	イ 減 債 積 立 金		1,000	
	ロ 建 設 改 良 積 立 金		14,249	
	ハ 当年度未処分利益剰余金		<u>1,225,977</u>	
	利益剰余金合計			<u>1,241,226</u>
	剰 余 金 合 計			<u>1,456,589</u>
	資 本 合 計			<u>34,631,701</u>
	負 債 資 本 合 計			<u><u>59,625,161</u></u>

(注) 貸倒引当金取崩額 2,272千円
賞与引当金取崩額 58,864千円
法定福利費引当金取崩額 10,782千円

令和5年度愛知中部水道企業団水道事業会計予定損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	5,848,723		
(2) その他営業収益	210,571		
(3) 他会計負担金	17,750	6,077,044	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	2,287,055		
(2) 配水及び給水費	961,033		
(3) 総係費	684,869		
(4) 議会及び監査費	2,094		
(5) 水源地環境整備事業費	21,680		
(6) 減価償却費	2,026,818		
(7) 資産減耗費	97,575	6,081,124	
営業利益			△4,080
3 営業外収益			
(1) 受取利息	3,244		
(2) 長期前受金戻入	865,258		
(3) 雑収益	52,732	921,234	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	32,063		
(2) 雑支出	5,435	37,498	883,736
経常利益			879,656
5 特別利益			
(1) その他特別利益	12,167	12,167	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	10	10	12,157
当年度純利益			891,813
前年度繰越利益剰余金			298,124
その他未処分利益剰余金変動額			240,935
当年度未処分利益剰余金			1,430,872

令和5年度愛知中部水道企業団水道事業会計予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地 1,864,700

ロ 建 物 1,667,373

減 価 償 却 累 計 額 △ 1,158,754 508,619

ハ 構 築 物 90,317,917

減 価 償 却 累 計 額 △ 40,897,699 49,420,218

ニ 機 械 及 び 装 置 3,262,908

減 価 償 却 累 計 額 △ 1,956,117 1,306,791

ホ 車 両 運 搬 具 106,099

減 価 償 却 累 計 額 △ 86,432 19,667

ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品 451,254

減 価 償 却 累 計 額 △ 356,042 95,212

ト 建 設 仮 勘 定 1,123,683

有形固定資産合計 54,338,890

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権 1,253

ロ ソ フ ト 開 発 費 13,513

無形固定資産合計 14,766

(3) 投 資 そ の 他 の 資 産

イ 投 資 有 価 証 券 500,000

ロ 破 産 更 生 債 権 等 217

貸 倒 引 当 金 △ 217

投資その他の資産合計 500,000

固定資産合計 54,853,656

2 流 動 資 産

(1) 現 金 ・ 預 金 2,923,213

(2) 未 収 金 390,928

貸 倒 引 当 金 △ 6,670 384,258

(3) 貯 蔵 品 47,770

(4) 前 払 金 50

(5) その他流動資産	600	
(6) 水道水源環境保全基金	309,394	
流動資産合計		3,665,285
資産合計		58,518,941

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

2,077,246

企業債合計

2,077,246

(2) 引当金

イ 退職給付引当金

615,090

ロ 修繕引当金

358,867

引当金合計

973,957

固定負債合計

3,051,203

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

191,548

企業債合計

191,548

(2) 未払金

1,134,704

(3) 前受金

6,433

(4) 引当金

イ 賞与引当金

58,864

ロ 法定福利費引当金

10,782

引当金合計

69,646

(5) 預り金

287,642

(6) その他流動負債

10,600

流動負債合計

1,700,573

5 繰延収益

(1) 長期前受金

イ 国庫補助金長期前受金

673,812

収益化累計額

△ 234,441

439,371

ロ 県補助金長期前受金

1,307,166

収益化累計額

△ 602,234

704,932

ハ	工事負担金長期前受金	39,008,497	
	収益化累計額	<u>△ 21,452,847</u>	17,555,650
ニ	受贈財産評価額 長期前受金	1,552,532	
	収益化累計額	<u>△ 362,755</u>	1,189,777
ホ	寄附金長期前受金	15,000	
	収益化累計額	<u>△ 4,050</u>	10,950
ハ	その他長期前受金	1,463	
	収益化累計額	<u>△ 292</u>	1,171
	長期前受金合計		<u>19,901,851</u>
	繰延収益合計		<u>19,901,851</u>
	負債合計		<u><u>24,653,627</u></u>

資 本 の 部

6	資 本 金		32,068,919
7	剰 余 金		
(1)	資 本 剰 余 金		
	イ 受贈財産評価額	215,363	
	資本剰余金合計	<u>215,363</u>	215,363
(2)	利 益 剰 余 金		
	イ 減 債 積 立 金	8,000	
	ロ 建 設 改 良 積 立 金	142,160	
	ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>1,430,872</u>	
	利益剰余金合計	<u>1,581,032</u>	
	剰 余 金 合 計		<u>1,796,395</u>
	資 本 合 計		<u>33,865,314</u>
	負 債 資 本 合 計		<u><u>58,518,941</u></u>

(注) 貸倒引当金取崩額 1,983千円
賞与引当金取崩額 57,057千円
法定福利費引当金取崩額 10,612千円

注 記 表

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 償却原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

・ 減価償却の方法 定額法

・ 主な耐用年数

建物 10～50年

構築物 30～60年

機械及び装置 6～20年

車両運搬具 4～7年

工具器具及び備品 4～15年

② 無形固定資産

・ 減価償却の方法 定額法

・ 主な耐用年数

ソフト開発費 5年

(4) 引当金の計上方法

① 退職給付引当金

当年度末における職員に対する退職手当の要支給額から、愛知県市町村職員退職手当組合における積立金相当額を控除した金額を計上している。

② 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

③ 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

④ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2 リース契約により使用する固定資産

(1) リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	920 千円
1年超	2,931 千円
計	3,851 千円

3 その他の注記

(1) 新会計基準移行に係る経過措置

① 修繕引当金に関する経過措置

平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。

令和 6 年度

愛知中部水道企業団水道事業会計
予算実施計画節別内訳書

令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算実施計画節別内訳書

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	節	予定額(千円)	備 考			
1 水道事業収	1 営業収益			7,584,656				
		1 営業収益		6,685,195				
		1 給水収益			6,410,932	給水戸数 140,800 戸 有収水量 32,583 千m ³		
			水道使用料		6,375,091			
			水道水源環境保全基金収入		35,841			
		2 受託工事収			803	受託給水工事に伴う負担金		
			受託工事収		803			
		3 その他の営業収			236,230	検査手数料他 下水道使用料徴収事務負担金他		
			手数料		4,799			
			雑収益		231,431			
		4 他会計負担			37,230	消火栓等維持管理負担金他		
			他会計負担		37,230			
		2 営業外収	2 営業外収			896,967		
				1 受取利息			3,244	
					預金利息		3	
					有価証券利息		3,091	
					基金運用有価証券利息		150	
				2 長期前受金戻			849,017	減価償却費等に対応する長期前受金の収益化
					国庫補助金長期前受金戻		14,943	
					県補助金長期前受金戻		19,961	

款	項	目	節	予定額(千円)	備 考
			工事負担金 長期前受金 戻入	780,121	
			受贈財産 評価額長期 前受金戻入	33,456	
			寄附金 長期前受金 戻入	337	
			その他 長期前受金 戻入	199	
	3	雑 収 益		44,706	
			賃 貸 料	3,439	車両賃貸料(水道サービス協会)他
			使 用 料	8,858	行政財産目的外使用料
			そ の 他 雑 収 益	32,409	グループ保険等の事務取扱手数料他
	3	特別利益		2,494	
	1	そ の 他 特別利益		2,494	
			退 職 給 付 引 当 金 益 戻 入	2,494	

支 出							
款	項	目	節	予定額(千円)	備 考		
1	水道事業 費			6,615,918			
		1	営業費用	6,496,308			
			1	原水及び 浄水費		2,519,140	水源及び県水受水等に係る施設管理費
				給 料	29,219	1 人件費 8人 67,599千円	
				手 当 等	19,000	2 受水費 2,411,072千円 県営水道承認基本給水量 102,500m ³ /日	
				賞与引当金 繰 入 額	4,460	3 委託料 10,069千円 水質検査機器保守点検業務委託他	
				法定福利費	14,068	4 動力費・薬品費 16,919千円 東名水源始め 3施設	
				法定福利費 引 当 金 繰 入 額	852	5 水源等維持修繕費 8,687千円	
				旅 費	13		
				備 消 品 費	4,028		
				燃 料 費	264		
				光 熱 水 費	149		
				通 信 運 搬 費	146		
				委 託 料	10,069		
				手 数 料	36		
				修 繕 費	7,367		
				動 力 費	15,606		
				薬 品 費	1,313		
				材 料 費	1,320		
				受 水 費	2,411,072		
				保 険 料	140		
		公 課 費	18				

款	項	目	節	予定額(千円)	備 考
		2 配水及び 給水費		1,025,386	配水及び給水に係る施設管理費
			給 料	67,547	1 人件費 18人 153,646千円
			手 当 等	42,408	2 委託料 383,297千円 水道施設維持管理業務委託他
			賞与引当金 繰 入 額	9,743	3 動力費・薬品費 46,696千円 二村山配水場始め 25施設
			法定福利費	32,079	4 配水施設等維持修繕費 379,260千円
			法定福利費 引 当 金 繰 入 額	1,869	
			旅 費	22	
			備 消 品 費	1,697	
			燃 料 費	660	
			光 熱 水 費	2,281	
			印刷製本費	128	
			通信運搬費	2,848	
			委 託 料	383,297	
			手 数 料	45	
			賃 借 料	1,632	
			修 繕 費	378,213	
			動 力 費	41,528	
			助 成 金	51,280	
			薬 品 費	5,168	
			材 料 費	1,047	
			補 償 費	1,000	
			保 険 料	764	
			公 課 費	130	

款	項	目	節	予定額(千円)	備 考
		3 受託工事費		803	受託給水工事に係る費用
			工事請負費	803	区画整理内の宅地内引込工事他
		4 総 係 費		751,711	事業活動全般に係る一般管理費
			給 料	151,034	1 人件費 37人 355,169千円
			手 当 等	110,664	2 委託料 284,330千円 検針・収納業務及び開閉栓等業務委託他
			賞与引当金額 繰 入 額	23,506	3 修繕費 3,176千円 庁舎関係修繕工事他
			報 酬	936	4 通信運搬費 20,797千円 水道料金納付書等郵送料他
			法定福利費	73,621	
			法定福利費 引当金額 繰 入 額	4,534	
			旅 費	2,550	
			報 償 費	100	
			被 服 費	2,192	
			備 消 品 費	6,517	
			燃 料 費	157	
			光 熱 水 費	9,861	
			印刷製本費	7,321	
			通信運搬費	20,797	
			委 託 料	284,330	
			手 数 料	27,087	
			賃 借 料	7,284	
			使 用 料	3,043	
			修 繕 費	3,176	
			研 修 費	2,741	

款	項	目	節	予定額(千円)	備 考
			交 際 費	200	
			会 議 費	11	
			負 担 金	1,591	
			厚 生 費	4,013	
			保 険 料	2,539	
			公 課 費	35	
			貸倒引当金額 繰 入 額	1,871	
		5 議会及び 監 査 費		2,362	議会及び監査に要する費用
			報 酬	854	1 報酬 854千円 議会議員 15人、監査委員 2人
			旅 費	510	2 旅費 510千円 議会議員行政視察他
			備 消 品 費	19	
			印 刷 製 本 費	346	
			委 託 料	190	
			賃 借 料	301	
			修 繕 費	11	
			交 際 費	100	
			会 費 負 担 金	31	
		6 水 源 地 環 境 整 備 事 業 費		20,771	水源地環境整備促進に係る事業費
			旅 費	86	1 助成金 20,203千円 木曾川・矢作川「水源の森」森林整備協定 造林事業助成金他
			通 信 運 搬 費	13	2 賃借料 392千円 「水源の森応援隊」森林整備活動貸切バス 他
			賃 借 料	392	
			使 用 料	52	
			助 成 金	20,203	

款	項	目	節	予定額(千円)	備考
			保 険 料	25	
		7 減価償却費		2,060,425	
			有形固定資産減価償却費	2,055,461	
			無形固定資産減価償却費	4,964	
		8 資産減耗費		115,710	
			固定資産除却費	115,709	
			たな卸資産減耗費	1	
	2 営業外用費			119,574	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費		37,671	
			企業債利息	37,671	財政融資資金 31,907千円 地方公共団体金融機構資金 5,764千円
		2 雑支出		5,080	
			その他雑支出	5,080	過年度分水道料金減免他
		3 消費税及び地方消費税		76,823	
			消費税及び地方消費税	76,823	
	3 特別損失			36	
		1 過年度損益修正損		36	
			貸倒損失	36	水道料金不納欠損に係る貸倒損失

資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	節	予定額(千円)	備 考
1 資本的収入				1,607,640	
	1 企業債	1 企業債		500,000	
				500,000	
			企業債	500,000	配水設備改良事業に充てるための借入金
	2 県補助金	1 県補助金		41,690	
			県補助金	41,690	重要給水施設管路耐震化事業に対する県補助金
	3 工事負担金	1 工事負担金		1,065,642	
			工事負担金	733,743	
			他会計負担金	58,188	消火栓設置等負担金
			加入分担金	204,909	新規申込 1,709件
			配水補助管負担金	1,122	
			補償金	67,680	支障移転受託事業に伴う補償金
	4 固定資産売却代金	1 固定資産売却代金		308	
固定資産売却代金			308		

支 出									
款	項	目	節	予定額(千円)	備 考				
1	資本的 支出	1	建設費 改良費		4,225,466				
					4,030,257				
				1	配水設備 改良費		3,948,227	1 人件費 43人 366,339千円	
					給 料		159,140	2 委託料 88,896千円 設計業務委託他 7件	
					手 当 等		127,884	3 工事請負費 3,460,152千円 水道施設整備工事 25件 1,931,259千円 重要給水施設管路耐震化工事 6件 458,381千円	
					法定福利費		79,315	土地区画整理内布設工事 7件 594,418千円 下水道関連受託工事 5件 171,985千円 道路改良受託工事 4件 74,756千円 特別給水承認工事他 229,353千円	
					旅 費		64		
					備 消 品 費		673		
					燃 料 費		757		
					委 託 料		88,896		
					手 数 料		13		
					使 用 料		601		
					修 繕 費		700		
					工 事 請 負 費		3,460,152		
					助 成 金		28,450		
					補 償 費		1,000		
					負 担 金		220		
					保 險 料		312		
					公 課 費		50		
					2	固定資産 購入費		82,030	
						量 水 器		9,308	
		車 両 運 搬 具		14,553					

款	項	目	節	予定額(千円)	備考
			工 具 器 具 及 び 備 品	58,169	図面管理システム機器更新他
	2 企 業 債 金			191,548	
		1 企 業 債 金		191,548	
			企 業 債 金	191,548	財政融資資金 129,230千円 地方公共団体金融機構資金 62,318千円
	3 補 助 金			3,661	
		1 補 助 金		3,661	
			県 補 助 金	3,661	

